

**藤 崎 町**  
**新型インフルエンザ等対策行動計画**

**平成26年11月**

**令和8年5月改定**

**青森県藤崎町**

# 目次

I. はじめに .....	1
1 計画策定の経緯と改定の目的 .....	1
(1) 計画策定の経緯 .....	1
(2) 改定の目的 .....	1
総論 .....	2
第1 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項 .....	2
1 目的及び基本的な戦略 .....	2
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する .....	2
(2) 町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする .....	2
2 実施上の留意点 .....	2
(1) 平時の備えの整理や拡充 .....	3
(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え .....	3
(3) 基本的人権の尊重 .....	4
(4) 危機管理としての特措法の性格 .....	4
(5) 関係機関相互の連携協力の確保 .....	5
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応 .....	5
(7) 感染症危機下の災害対応 .....	5
(8) 記録の作成や保存、公表 .....	5
3 推進のための役割分担 .....	6
(1) 国の役割 .....	6
(2) 県の役割 .....	6
(3) 町の役割 .....	7
(4) 医療機関の役割 .....	7
(5) 指定（地方）公共機関の役割 .....	7
(6) 社会福祉施設等 .....	7
(7) 登録事業者 .....	8
(8) 一般の事業者 .....	8
(9) 町民 .....	8
4 行動計画の対策項目と横断的視点 .....	8
(1) 主な対策項目 .....	8
(2) 横断的視点 .....	9
5 時期毎の対策の考え方 .....	9
(1) 準備期（平時） .....	10

(2) 初動期 .....	10
(3) 対応期 .....	10
6 行動計画等の実効性確保 .....	11
(1) 「EBPM」の考え方に基づく政策の推進 .....	11
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持 .....	11
(3) 関係機関における実践的な訓練の実施 .....	11
(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し .....	11
各論 .....	12
第2 各対策項目の考え方及び取組 .....	12
1 実施体制 .....	12
<新型インフルエンザ等対策推進本部> .....	12
(1) 準備期 .....	14
(2) 初動期 .....	15
(3) 対応期 .....	16
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	18
(1) 準備期 .....	18
(2) 初動期 .....	19
(3) 対応期 .....	20
3 まん延防止 .....	22
(1) 準備期 .....	22
(2) 初動期 .....	22
(3) 対応期 .....	23
4 ワクチン .....	26
(1) 準備期 .....	26
(2) 初動期 .....	27
(3) 対応期 .....	27
5 保健 .....	28
(1) 対応期 .....	29
6 物資 .....	30
(1) 準備期 .....	30
7 町民の生活及び地域経済の安定の確保 .....	31
(1) 準備期 .....	31
(2) 初動期 .....	32
(3) 対応期 .....	32
(参考) 用語集 .....	35

# I. はじめに

## 1 計画策定の経緯と改定の目的

### (1) 計画策定の経緯

国は、2005（平成 17）年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、青森県（以下、「県」という。）においても、2006（平成 18）年に「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」という。）に基づく行動計画とするため、国は 2013（平成 25）年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を策定し、県においても同年に「青森県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を策定した。

また、町においては、特措法に基づき、2014 年（平成 26）年 10 月に「藤崎町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「町行動計画」という。）を策定した。

### (2) 改定の目的

2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）<sup>1</sup>（以下「新型コロナ」という。）対応を踏まえ、国は、特定の感染症や過去の事例だけでなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、次の感染症危機に対してより万全な対応を行うことを目指して対策を充実させるため、2024（令和 6）年 7 月に「政府行動計画」の全面改定を行った。県においても 2025（令和 7）年 4 月に「県行動計画」を改定した。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、政府行動計画の変更を行うこととしていることから、町においても、国の動向や県の取組状況を踏まえ、必要に応じて、町行動計画の改定を行うこととする。

<sup>1</sup> 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

## 総論

### 第1 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

#### 1 目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康、町民の生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的に、町民の多くが感染するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭におき、町としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的及び基本的な戦略として対策を講じていく。<sup>2</sup>

##### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくできるように、医療提供体制への負荷を軽減させ、医療提供体制の強化を図ることで、患者数が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

##### (2) 町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び地域経済活動への影響を軽減させる。
- ・地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫により欠勤者の数を減らす。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に特化した業務継続計画の作成・実施により、町民の生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

#### 2 実施上の留意点

県、町または指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備期に、特措法その他の法令やそれぞれの行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な対策を実施する。こ

<sup>2</sup> 特措法第1条

の場合において、次の点に留意する。

### **(1) 平時の備えの整理や拡充**

感染症危機への対応には、平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、情報収集・共有の基盤となるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の活用を行う。

#### **ア 新型インフルエンザ等発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理**

将来必ず起こり得る新型インフルエンザ等発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、必要となる準備を行う。

#### **イ 迅速な初動体制の整備**

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が、町内で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定し、速やかに県と連携して初動対応ができるための体制整備を進める。

#### **ウ 関係者や町民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善**

感染症危機は、必ず起こり得るとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### **エ リスクコミュニケーション**

有事に備え、平時から関係機関と社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を共有し、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組を進める。

#### **オ 負担軽減や情報の有効活用、人材育成等**

医療関連情報の有効活用、人材育成、国、県との連携等複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

### **(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え**

町民の生命・健康を保護するとともに、町民の生活・地域経済活動への影響が最小となるよう、以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを行う。

#### **ア 町民の生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置**

有事には、感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要であることから、県と情報共有を行い、適時適切に感染拡大防止措置を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民の生活や地域経済活動に与える影響に十分留意する。

#### **イ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え**

病原体の性状の把握、ワクチンや治療薬の普及による状況変化、地域経済等の

状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

#### ウ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて切替えの目安を示す。

#### エ 町民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民の理解や協力を得るための配慮が重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、こどもを含め様々な年代の町民の理解を深めるため、様々な場面を活用し、分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、町民が適切な判断や行動をとれるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が講じられた場合には、対策の影響を受ける町民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、説明する。

### (3) 基本的人権の尊重

特措法による対策は基本的人権を尊重することとし、町民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限にとどめる<sup>3</sup>。また、感染者や医療従事者とそれぞれの家族、医療機関等に対する誹謗中傷等の偏見や差別は人権侵害であり、あってはならない。これらの偏見や差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも、防止すべき課題である。さらに、社会的弱者への配慮をしながら、町民の安心を確保し、社会の分断が生じないよう取り組む。

### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症危機における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて、様々な措置が定められている。一方で、新型インフルエンザ等が発生したとしても、感染症や病原性の程度、ワクチンや治療薬等が有効であることにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じられるものではないことに留意する。

---

<sup>3</sup> 特措法第5条

## (5) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部<sup>4</sup>は、県対策本部<sup>5</sup>と相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進する。町は必要に応じて、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。この場合、県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う<sup>6</sup>。

## (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における医療提供体制等について平時から検討し、感染症危機に備えた準備を行う。

- ・ 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築
- ・ 研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- ・ 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化
- ・ 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知

## (7) 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下における地震等の災害対策についても想定し、避難所施設の確保を進めることや自宅療養者等の避難のための情報共有体制の整備などの準備を進める。

また、災害発生時は、国や県と連携し、状況を適切に把握し、必要に応じて避難所での感染対策の強化や自宅療養者の情報共有・避難の支援などを速やかに行う。

## (8) 記録の作成や保存、公表

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における対策の実施に係る記録を作成、保存し公表する。また、町は新規感染者やクラスター等に係る情報を公表するに当たり、個人情報保護に十分配慮するとともに、混乱を避けるため、以下の取組を行う。

- ・ あらかじめ県と公表内容等の考え方を共有する。
- ・ 町民や報道機関に対して公表を行う意味、目的及び状況に応じた対応を共有する。
- ・ 国からの情報提供や感染症の特性、感染状況等に応じて適宜対応を見直す。

---

<sup>4</sup> 特措法第34条

<sup>5</sup> 特措法第22条

<sup>6</sup> 特措法第36条第2項

### 3 推進のための役割分担

#### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体等を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>7</sup>。また WHO 等の国際機関や諸外国と連携し、対策に取り組む。平時から政府行動計画に基づく対策を実施し、定期的な訓練等により、点検・改善に努める。

有事には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、新型インフルエンザ等対策を協力を推進する。また、国民や事業者との理解や協力を得るため、感染症に関する情報提供・共有を行う。さらに、ワクチン、診断薬、治療薬等早期開発や確保に向けた対策を推進する。また、指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、発生段階に応じた具体的な対応を決定しておく。

#### (2) 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。

平時において、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関若しくは医療機関又は宿泊施設等と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築する等、医療提供体制、保健所、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

また、感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるためにも、検疫所を始めとする関係機関と平時から連携する等、患者発生以降に行うまん延防止対策を適切に実施するための体制を整備する。これらにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組において、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関<sup>8</sup>等で構成される青森県感染症対策連携協議会<sup>9</sup>（以下、「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画、医療計画、健康危機対処計画等について協議を行うことが重要であ

<sup>7</sup> 特措法第3条第1項

<sup>8</sup> 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

<sup>9</sup> 感染症法第10条の2

る。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

その他、平時から県衛生研究所や感染症指定医療機関、高い専門性を有する関係機関間の連携強化に努める。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供対策の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

### (3) 町の役割

町は、町民に最も近い行政単位として、町民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が定める基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。県が実施する保健所を中心とした地域におけるネットワークづくりの推進に協力する。

### (4) 医療機関の役割

医療機関は、平時から県と医療機関措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練、個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保を推進する。また、新型インフルエンザ等の患者診療体制を含めた業務継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備をする。

新型インフルエンザ等発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県の要請に応じて、病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

### (5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>10</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### (6) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活をしていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防策を講ずることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずると共に、患者への早期対応や重症化

---

<sup>10</sup> 特措法第3条第5項

した際の対応可能な医療機関への移送等、施設両者の安全を確保する必要がある。

各施設においては、「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

#### (7) 登録事業者

登録事業者は、平時から職場の感染対策や重要業務の事務継続等の準備を積極的に行い、新型インフルエンザ等発生時には重要業務の継続に努める<sup>11</sup>。

#### (8) 一般の事業者

平時から、新型インフルエンザ等の発生に備え職場の感染対策に努め、特に多数の者が集まる事業を行う者については、マスクや消毒薬の衛生用品の備蓄を行うよう努める。発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することも想定する。

#### (9) 町民

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の個人レベルでの感染対策）を実践するよう努める。また、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品の備蓄を行うよう努める。

発生時は、発生状況や予防接種等の情報を得て、個人でも可能な感染対策を実践し、感染が疑われる場合は、医療機関の受診ルールを守るなど、感染拡大防止に努める<sup>12</sup>。

### 4 行動計画の対策項目と横断的視点

#### (1) 主な対策項目

新型インフルエンザ等対策の主たる目的は、「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること。」及び「町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。」であり、これを達成するための主な対策は以下の7項目である。なお、それぞれの項目は関連しており、対策の全体像や相互の連携

---

<sup>11</sup> 特措法第4条第3項

<sup>12</sup> 特措法第4条第1項

を意識し、対策を行うことが重要である。※各項目の詳細は、第2で説明

- |   |
|---|
| ① 実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止<br>④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦町民の生活及び地域経済の安定の確保 |
|---|

## (2) 横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅢまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は下記のとおりである。

### Ⅰ 人材育成

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることが重要である。災害対応等における全庁体制等、近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、人材育成を進めていく。新型インフルエンザ等の発生時における対応体制の構築のため、平時から感染症対応部門と危機管理部門との連携を強化していく。

### Ⅱ 国及び県との連携

新型インフルエンザ等の発生時には、国が基本的な方針を定め、それを基に町が県と連携し、感染拡大防止や医療提供体制の確保などの対策を実施する。そのため、平時から県との連携に努めることが必要である。相互に意見交換を行うことで、町の意見を国や県等の対策へ反映させていく。

### Ⅲ DXの推進

医療DXをはじめDXの推進は、発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化など、感染症危機対応能力の強化につながるものである。今後、医療機関等への活用促進や国が整備するDXの基盤の活用など、DXを推進する。

## 5 時期毎の対策の考え方

時期ごとの基本的な対策の考え方は、下記のとおりである（時期ごとに必要となる対策の選択肢については、第2に記載）。

### (1) 準備期（平時）

有事に想定される対策を的確に講じるために必要な訓練や人材育成、地域における医療提供体制の整備等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

### (2) 初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまでの間）

町は、政府対策本部が設置されたときは速やかに、特措法に基づかない任意の町対策本部を設置し、国や県、他市町村、関係機関等と連携しながら対応を行う。その後、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合は、特措法に基づく町対策本部に位置づける。

### (3) 対応期

対応期については、以下の時期に区分される。

#### ①封じ込めを念頭に対応する時期（政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階）

病原体の性状について、限られた知見しか得られていないため、海外での発生動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

#### ②病原体の性状等に応じて対応する時期（感染の封じ込めが困難で、感染が拡大した段階）

知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえ、国のリスク評価等に基づき、医療提供体制の維持のため、感染拡大の波を抑制するための対策を実施する。

#### ③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により再度対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。

#### ④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により、免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、最終的に特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する。

## 6 行動計画等の実効性確保

### (1) 「EBPM (エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)」の考え方に基づく政策の推進

町行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

平時から有事までを通じて、EBPM の考え方に基づいて対策を実施する。そのためには、適切なデータの収集と分析体制が重要である。

### (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

新型インフルエンザ等の発生時期は予測できないため、自然災害への備えと同様に平時からの備えと意識を高める取り組みを継続することが重要である。

新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、研修、啓発活動等を通じて、新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

### (3) 関係機関における実践的な訓練の実施

医療機関等の関係機関において訓練を通じた対策等の点検・改善が継続的に取り組まれるよう働きかける。

### (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、必要な見直しを行うことが重要である。

## 各論

### 第2 各対策項目の考え方及び取組

---

#### 1 実施体制

---

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町全体の危機管理に関わる問題として取り組む。このため、全庁一体となった取組を推進し、発生時には、国、県、指定（地方）公共機関と連携して、対策を強力に推進する。

新型インフルエンザ等の発生前においては、「対策連絡会議」等の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係各課における認識の共有を図るとともに、全庁一体となった取組を推進する。

各課は、相互に連携を図りつつ、行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。また、新型インフルエンザ等の発生時に特化した業務継続計画を作成し、各課の重要業務を継続する体制を整える。

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、全庁一体となった対策を協力を推進するため、速やかに町長を本部長とする任意の「町対策推進本部」を設置する。

さらに、国が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づき緊急事態宣言を行った<sup>13</sup>ときは、町は、特措法及び条例に基づき、町対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、町は、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者等で組織する「藤崎町健康づくり推進協議会」の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取し、その対策等について、社会的・政策的合理性が確保されるようにする。

#### <新型インフルエンザ等対策推進本部>

##### ① 設置

国内で新型インフルエンザ等が発生した場合、町は速やかに特措法に基づかな

---

<sup>13</sup> 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなる。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。

い任意の「町対策推進本部」（本部長：町長、副本部長：副町長）を設置する。その後、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合は、特措法に基づく「町対策本部」と位置づける。

なお、任意に設置する「町対策推進本部」の組織及び職務等については、特措法及び藤崎町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年藤崎町条例第2号）に準ずるものとする。

## ② 構成

- ・ 本部長：町長 副本部長：副町長
- ・ 事務局：福祉課
- ・ 本部員：総務課長、財政課長、経営戦略課長、税務課長、住民課長、福祉課長、建設課長、農政課長、会計課長、上下水道課長、学務課長、生涯学習課長、学校給食センター所長、農業委員会事務局長、議会事務局長

## ③ 町長不在時の代理

町長が不在の場合は、副町長、福祉課長の順で代理する。

## ④ 町対策本部の所掌事務

特措法に基づき、町の区域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどるものとし、その事務は次の各号のとおりとする。

- ① 新型インフルエンザ等の県内及び町内における発生の状況の情報収集並びに伝達、取りまとめ及び公表
- ② 町が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整
- ③ 町民に対する予防接種の実施その他新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置に係る総合調整
- ④ 生活環境の保全その他町民生活及び地域経済の安定に関する措置に係る総合調整
- ⑤ その他本部長が新型インフルエンザ等対策に関して総合調整を必要として指示する事項

## ⑤ 本部長等の職務

特措法及び条例に基づき、本部長等の職務は次の各号のとおりとする。

- ① 本部長は、町が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整の方針を決定し、当該方針をその分担する部署を所管する本部員に

指示する。

- ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ③ その分担する部署を所管する本部員は、本部長が行う総合調整の方針を当該部署に対して、当該方針に係る新型インフルエンザ等対策を実施するよう調整する。

## (1) 準備期

### ア 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生またはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ関係課長の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催を通じて関係課間の連携を強化する。

### イ 所要の対応

#### 1-1 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(福祉課、関係課)

#### 1-2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、国及び県の支援の下、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者やその他の学識経験者の意見を聴く<sup>14</sup>。(福祉課)
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、国及び県の支援の下、業務継続計画を作成・変更する。町の業務継続計画については、県の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。(福祉課)
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、新型インフルエンザ等の発生を想定して、関係課との役割分担や

<sup>14</sup> 特措法第8条第7項及び第8項

優先業務を明確にし、連携を強化する。(全課)

- ④ 町は、感染状況により短期間で準備が必要な場合や、感染拡大により一時的に業務量が過多となる場合を想定し、迅速かつ柔軟な応援態勢を整備する。(福祉課、総務課、関係課)
- ⑤ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成を行う。(福祉課、総務課)

### 1-3 関係機関との連携の強化

- ① 町は、国、県、指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(福祉課、関係課)
- ② 県主催の会議・保健所との連携を通じて情報を入手・整理・庁内共有できる体制を構築する。(福祉課、関係課)
- ③ 町は、国、県、指定(地方)公共機関と新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換をはじめとした連携体制を構築する。(福祉課、関係課)
- ④ 町は、「第2 1 実施体制(3) 対応期 3-1-1」に記載している特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。)の代行や応援の具体的な運用方法について、県及び他市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。(福祉課、関係課)

## (2) 初動期

### ア 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生又はその疑いがある場合には、町の危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部会議等を開催し、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### イ 所要の対応

#### 2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 町は国が政府体策本部を設置した場合<sup>15</sup>や県が県対策本部を設置した場合において、必要に応じて町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に関わる措置の準備を進める。(福祉課)
- ② 町は、必要に応じて、「第2 1実施体制(1)準備期1-2」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(福祉課、関係課)
- ③ 発生した新型インフルエンザ等に感染した場合の症状の程度が、季節性インフルエンザと概ね同程度以下と国が判断した場合には、町は感染症法に基づく基本的な感染症対策を実施する。(福祉課)

## 2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効率的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>16</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行する<sup>17</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。(福祉課、財政課、関係課)

## (3) 対応期

### ア 目的

初動期に引き続き、病原体の症状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの間に病原体の変異も含め長期的にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民の生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療の逼迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確率等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### イ 所要の対応

#### 3-1 基本となる実施体制のあり方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1 職員の派遣・応援への対応

<sup>15</sup> 特措法第15条

<sup>16</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>17</sup> 特措法第70条の2第1項

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ対策の事務の代行を要請する<sup>18</sup>。(総務課)
- ② 町は、町内で特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める<sup>19</sup>。(総務課)

### 3-1-2 必要な財政上の措置

町は、国及び県からの財政支援<sup>20</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>21</sup>し、必要な対策を実施する。(財政課、関係課)

### 3-2 緊急事態措置の検討等について

#### 3-2-1 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく町対策本部を設置する<sup>22</sup>。町は、その区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>23</sup>。(福祉課)

### 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する<sup>24</sup>。(福祉課)

---

<sup>18</sup> 特措法第 26 条の 2 第 1 項

<sup>19</sup> 特措法第 26 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 4

<sup>20</sup> 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

<sup>21</sup> 特措法第 70 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

<sup>22</sup> 特措法第 34 条第 1 項

<sup>23</sup> 特措法第 36 条第 1 項

<sup>24</sup> 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>25</sup>

---

### (1) 準備期

#### ア 目的

町は、平時から、町民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

#### イ 所要の対応

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における国民等への情報提供・共有

###### 1-1-1 町における情報提供・共有について

地域における町民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、町の果たす役割は大きいため、町においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、町民に対しては地域の実情を踏まえた説明を行う。

準備期から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行うこととする。(福祉課、総務課、関係課)

###### 1-1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要

---

<sup>25</sup> 特措法第8条第2項第2号イ

と認める情報の提供を受けることがあるとされている<sup>26</sup>ことから、有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておく<sup>27</sup>。

### 1-1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。  
(福祉課)

## (2) 初動期

### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、町は、感染拡大に備えて、町民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、感染症対策の準備を促す。

具体的には、町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく情報提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供し、町民の不安解消に努める。

### イ 所要の対応

町は、国及び県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、町内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

#### 2-1 情報提供・共有について

##### 2-1-1 町における情報提供・共有について

町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共

<sup>26</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等。

<sup>27</sup> 具体的な手順等については「感染状況等に係る県と町の間での情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照。

団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（福祉課、総務課、関係課）

### 2-1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められた場合は、患者等に生活支援を行う（福祉課、総務課、関係課）

### 2-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。（福祉課）

### 2-3 偏見・差別等への対応

町は、町民等に対し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることについて、その状況を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、町、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民に周知する。（福祉課、経営戦略課）

## (3) 対応期

### ア 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民の理解を深め、適切な行動につながるよう促す。

### イ 所要の対応

町は、国及び県から提供された時点で把握している科学的知見等に基づき、町内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策について、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等)、実施主体を明確にしながら、町内の関係機関を含む町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

### **3-1 情報提供・共有について**

#### **3-1-1 町における情報提供・共有について**

町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められるため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（福祉課、総務課）

#### **3-1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について**

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行う。（福祉課、総務課、関係課）

### **3-2 基本的方針**

#### **3-2-1 双方向のコミュニケーションの実施**

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。（福祉課）

#### **3-3 偏見・差別への対応**

町は、町民等に対し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることについて、その状況を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、町、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民に周知する。（福祉課、経営戦略課）

---

### 3 まん延防止<sup>28</sup>

---

#### (1) 準備期

##### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護することができるため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、県と連携して、町民や事業者の理解促進に取り組む。

##### イ 所要の対応

###### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するために町民一人一人の感染対策の必要性について、理解の促進を図る。(福祉課)
- ② 町は、学校等で換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(学務課・福祉課)
- ③ 町は、県が行うまん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策に平時から理解の促進を図る。(福祉課)

#### (2) 初動期

##### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県が行うまん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を

---

<sup>28</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ

図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備を行う。

## イ 所要の対応

### 2-1 国内でのまん延防止対策の準備

- ① 町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時に特化した業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(福祉課、関係課)
- ② 町は、県と連携し、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策や人との接触を避ける取り組み(時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等)を推奨し、必要に応じて徹底を要請する。(福祉課・総務課)

## (3) 対応期

### ア 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や地域経済への影響も十分考慮する。緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民の生活や地域経済への影響の軽減を図る。

## イ 所要の対応

### 3-1 まん延防止対策の内容

町は、国及び国立健康危機管理研究機構(JIHS)による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況及び町民の免疫獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を県が講ずるにあたり、必要な協力を行う。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、町民生活や地域経済への影響も十分考慮する。

#### 3-1-1 患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等

2-1②と同様に、県と連携し町民等に対し基本的な感染対策等を推奨し、必要に応じて徹底を要請する。(福祉課・総務課)

#### 3-1-2 外出等に係る要請等

町は、県が地域の実情に応じて行う、集団感染の発生施設や不特定多数の者

が集まる等の感染リスクが高まる場所への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請に必要な協力を行う。

また、町は、まん延防止等重点措置として、県が行う、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことの周知を行う。  
(福祉課)

### 3-1-3 営業時間の変更や休業要請等

町は、県が必要に応じて行うまん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要がある業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請に必要な協力を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下、「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請に必要な協力を行う。（各課）

### 3-1-4 学級閉鎖・休校等の要請

町は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、町立小・中学校においては、必要に応じて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業<sup>29</sup>（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況に鑑み適切に行う。（学務課）

## 3-2 病原体の性状に応じた対応

### 3-2-1 こどもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育施設等における対策がこどもに与える影響に留意しつつ実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、3-1-4の学級閉鎖や休校等

---

<sup>29</sup> 学校保健安全法第20条

の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止する。さらに町が管理する施設等は、感染対策を強化する。(福祉課、学務課、住民課、関係課)

### **3-3 まん延防止等重点措置又は緊急事態措置**

町は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づいて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を県に対して要請する。(総務課)

---

## 4 ワクチン<sup>30</sup>

---

### (1) 準備期

#### ア 目的

町は、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等の発生時に、円滑な接種を実現するため、国及び県のほか医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を行う。

#### 1-1 接種体制の構築

##### 1-1-1 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(福祉課、関係課)

##### 1-1-2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(福祉課)

##### 1-1-3 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。(福祉課、関係課等)

(ア) 町は、国等の協力を得ながら、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>31</sup>。

(イ) 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(福祉課)

---

<sup>30</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ

<sup>31</sup> 予防接種法第6条第3項

- (ウ) 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。  
(福祉課)

## (2) 初動期

### ア 目的

町は、準備期から計画した接種体制等を活用し、県と連携しながら速やかな予防接種へとつなげる。

#### 2-1 接種体制

##### 2-1-1 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(福祉課)

## (3) 対応期

### ア 目的

あらかじめ準備期で計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。  
また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### イ 所要の対応

#### 3-1 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(福祉課)

##### 3-1-1 特定接種

###### 3-1-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に従事する町職員に対して、本人の同意を得て集団接種を基本とした特定接種を行う(福祉課、総務課)

##### 3-1-2 住民接種

### **3-1-2-1 予防接種体制の構築**

町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(福祉課)

### **3-1-2-2 接種に関する情報提供・共有**

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(福祉課)

### **3-1-2-3 接種体制の拡充**

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の福祉部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(福祉課)

### **3-1-2-4 接種記録の管理**

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(福祉課)

## **3-2 情報提供・共有**

町は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。(福祉課、経営戦略課)

---

## **5 保健**

---

## (1) 対応期

### ア 目的

地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命や健康を保護する。

### イ 所要の対応

#### 1-1 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。(福祉課)
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供に協力する。(福祉課)

## 6 物資<sup>32</sup>

---

### (1) 準備期

#### ア 目的

感染症対策物資等は、有事に医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。町は感染症対策物資等の備蓄の推進を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

#### イ 所要の対応

##### 1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>33</sup>。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>34</sup>。(福祉課、総務課)
- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

---

<sup>32</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ

<sup>33</sup> 特措法第10条

<sup>34</sup> 特措法第11条

## 7 町民の生活及び地域経済の安定の確保<sup>35</sup>

### (1) 準備期

#### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民の生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性があるため、町民や事業者等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。新型インフルエンザ等の発生時に町民の生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### イ 所要の対応

##### 1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(福祉課、総務課)

##### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(福祉課・経営戦略課・関係課)

##### 1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 町は、町行動計画に基づき「第2 6物資(1)準備期1-1」で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>36</sup>。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>37</sup>。(福祉課、総務課)
- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(各課)

<sup>35</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ

<sup>36</sup> 特措法第10条

<sup>37</sup> 特措法第11条

#### 1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者<sup>38</sup>の把握とともにその具体的手続を決めておく。（福祉課）

### (2) 初動期

#### ア 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備を行い、町民や事業者等に、事業継続のため感染対策等に必要となる準備を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民の生活及び地域経済の安定を確保する。

#### イ 所要の対応

##### 2-1 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（住民課）

### (3) 対応期

#### ア 目的

町は、準備期での対応を基に、町民の生活及び地域経済活動の安定確保をするための取組を行う。また、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

#### イ 所要の対応

##### 3-1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

###### 3-1-1 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発

<sup>38</sup> 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」をご参照ください。

育に関する影響への対応等)を講ずる。(福祉課、総務課、関係課)

### 3-1-2 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>39</sup>等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(福祉課、関係課)

### 3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>40</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(学務課、福祉課)

### 3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(福祉課、総務課)
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(福祉課、総務課)
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>41</sup>。(福祉課、総務課、関係課)

<sup>39</sup> 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考)要配慮者への対応」をご参照ください。

<sup>40</sup> 特措法第45条第2項

<sup>41</sup> 特措法第59条

### 3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(福祉課、住民課)

## 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(福祉課、関係課)

### 3-2-2 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者及び下水道管理者である町は、新型インフルエンザ等の緊急事態においても、町民の生命及び生活を維持するため、以下の措置を講ずる。

- ① 水道用の安定供給及び下水処理の継続を最優先とし、必要な体制を確保する。
- ② 浄水場・配水施設・下水処理施設の運転管理、水質検査、漏水・断水・管渠詰まり等の緊急対応を継続する。
- ③ 委託業者と連携し、施設管理、修繕等の業務が継続できるよう調整する。

(上下水道課)

(参考) 用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム (G-MIS)	G-MIS (Gathering Medical Information System の略) は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器 (人工呼吸器等) や医療資材 (マスクや防護服等) の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定により県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者 (新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品 (薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品)、医療機器 (同条第 4 項に規定する医療機器)、個人防護具 (着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定により、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこ

	と。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
県等	県及び保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定行政機関	災害対策基本法第2条第3号に基づき、国の行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規する指定（地方）公共機関。電気、ガス、空港管理、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

重点区域	特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定により、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定により、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型コロナウイルス感染症	感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定により、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
専門部会	千葉県新型インフルエンザ等対策本部の本部長が、新型インフルエンザ等対策について専門的立場から意見を聴くため、必要に応じて設置する組織。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
(地方) 衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関をいう。

登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。(医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等)
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、

	措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する県等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リテラシー	特定の分野について、情報を正しく理解し、活用する能力全般。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
DX	Digital Transformation の略。ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠を明確にする取組」。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略）。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。